

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 減額認定証、医療費通知の 発行について

### 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）が新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成24年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい減額認定証（オレンジ色）を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの減額認定証を破棄し、新しいものをご使用ください。

住民税非課税世帯で、減額認定証をお持ちでない方は、一度手続きが必要ですので役場窓口で手続きを行ってください。

※一度手続きいただければ、翌年度以降自動的に更新されます。

減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

|     |  |
|-----|--|
| 区分Ⅰ | 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方<br>・世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）<br>・老齢福祉年金を受給されている方 |
| 区分Ⅱ | ・世帯全員が住民税非課税である方   |

### 医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、皆様の医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方へ医療費通知を送付しています。次回の発行は、9月（平成24年1月～6月の医療費を対象）に行います。

#### ●新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、北海道後期高齢者医療広域連合または役場健康福祉課へご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

- ・すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、ご連絡は不要です。
- ・この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ・受診年月、診療を受けた医療機関名、診療区分、日数、医療費の総額（10割の金額）を記載しています。

※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりにすることはできません。

#### 問 合 せ

北海道後期高齢者医療広域連合  
（札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階）  
☎ 011-290-5601

役場健康福祉課国保・医療グループ  
☎ 4555